

## 青の煌めきあおもり国スポ五所川原市輸送交通業務実施要項

### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市輸送交通基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て輸送交通業務を実施する。

### 3 輸送交通業務の一般的事項

#### (1) 輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他実行委員会が必要と認めた者

#### (2) 実施期間

輸送交通業務の実施期間は、五所川原市において開催される競技会の公式練習日から競技終了日までとする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、延長することができる。

#### (3) 業務の範囲等

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場等の相互の区間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合又は競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送・交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。

### 4 輸送力の確保

#### (1) 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上げバス・タクシー等とし、関係機関等の協力を得て、必要台数を実行委員会が確保する。

#### (2) 臨時バスの運行

必要と認められる場合には、関係機関等に対して、臨時バスの運行及びバス路線

の変更等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 臨時電車の運行等

必要と認められる場合には、関係機関等に対して、臨時電車の運行を要請するとともに、必要な措置を講じる。

(4) 予備車の確保

実行委員会は、大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

5 輸送業務の内容

(1) 輸送計画の作成

関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を作成する。

(2) 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議の上、指定集合地を設定する。

(3) 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、競技団体及び関係機関等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

(4) 輸送案内

必要に応じて、主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

(5) 広域配宿における輸送

広域配宿によって五所川原市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する必要が生じた場合は、当該選手・監督及び役員等の輸送を実施する。

(6) 同一競技が2市以上で行われる場合の輸送

同一競技が五所川原市と五所川原市以外の会場地で行われる場合、関係会場地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて輸送を実施する。

(7) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。

(8) バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に、輸送対象者の利便と安全を図るため、乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。

(9) 全国輸送との連携

ア 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議の上、選手・監督及び役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄り駅等から1か所以上設定する。

イ 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

(9) 学校観戦の輸送

実行委員会は、各競技の学校観戦について、事前に市内学校に調査等を行い、原則競技会場から2キロメートル未満の場合は徒歩、2キロメートル以上の場合には必要に応じて、関係機関等の協力を得て必要な措置を講じる。

## 6 交通業務の内容

### (1) 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

### (2) 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

### (3) 交通整理

輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理や誘導を実施する。

### (4) 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等を巡回し対応する。

### (5) 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関等の協力を得て、指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

### (6) 指定駐車場の管理及び運営

事故防止のため、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行う。

### (7) 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する人に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

### (8) 交通環境整備

大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

### (9) 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

## 7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務の実施に関して必要な事項は別に定める。